

議案第56号

学校図書の取得について

下記のとおり学校図書を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三田市条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月24日提出

三田市長 森 哲 男

記

1 取得数量

小学校・中学校・特別支援学校分一式

2 取得の目的

学校図書館に配置されている図書のうち、汚損・破損している図書を更新し、学校教育の充実を図る。

3 契約内容

図書に対する購入割引率 2%

購入限度額 24,215,000円

4 取得の相手方

東京都文京区大塚三丁目1番1号

株式会社図書館流通センター

代表取締役 谷 一文子

事業概要

1 学校図書の整備状況について

市内小中学校の蔵書率は、年々増加しており、全体で100パーセントを超えている。

一方で、汚損・破損している図書や統計情報など内容が古い図書が配置されている状況であり、社会情勢の動向に配慮した適切な資料構成を維持していくために、図書の更新を図る必要がある。

【蔵書率の推移】

蔵書率	小中学校全体		
		うち、小学校	うち、中学校
令和4年3月末時点	107.5%	112.7%	94.6%
令和3年3月末時点	106.8%	112.5%	92.4%
令和2年3月末時点	105.4%	109.9%	94.2%

2 購入冊数について

各学校において購入図書の種類及び冊数を決定し、発注していくものである。

	小学校	中学校	特別支援学校	合計
購入冊数	9,710冊	4,430冊	160冊	14,300冊

※学校の図書の発注状況により購入冊数は変更となる。